

様式第9号【記入例】

(1枚目)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 福岡市長

福岡市収入証紙はここに貼付してください。
(消印はしないこと)

〒 810-0000

申請者 住所 福岡市中央区天神1丁目〇番〇号
氏名 博多サイン株式会社
代表取締役 博多 一郎

押印不要です。

証紙欄

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名)

新規または更新のいずれかに〇を付けてください。

屋外広告業登録申請書

屋外広告業者

受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

登録の種類	新規	※登録番号	屋外広告業登録 第 号	
	更新	※登録年月日	年 月 日	
法人・個人の別	1 個人 2 法人			
フリガナ 商号名称又は氏名 (法人にあつては、商号又は 名称及び代表者の氏名)	ハカタサインカブシキガイシャ 博多サイン株式会社 ダイヒョウトリシマリヤク ハカタ イチロウ 代表取締役 博多 一郎		更新の場合、当初登録年月日を記載してください。	
住所 (法人にあつては、主たる 事務所の所在地)	〒 (810-0000) 福岡市中央区天神1丁目〇番〇号 電話 (092-000-0000)		法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票のとおり記載すること。 フリガナを記載してください。	
1 管内において 営業を行う営業 所の名称及び所 在地	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号
	博多サイン 株式会社	〒 (810-0000) 福岡市中央区天神1丁目〇番〇号		092- 000- 0000
2 業務主任者の 氏名及びその所 属する営業所の 名称	所属営業所名	業務主任者の氏名		摘要
	博多サイン 株式会社	ハカタ サブロウ 博多 三郎		〇〇市屋外広告物 講習会修了者
3 法人である場 合の役員 (業務を 執行する社員、取 締役、代表者、執 行役又はこれらに 準ずる者) の職氏 名	職名	氏名	職名	氏名
	代表取締役 取締役	ハカタ イチロウ 博多 一郎 ハカタ ハナコ 博多 花子	取締役	ハカタ ジロウ 博多 二郎
4 他の地方公共 団体における登 録状況	登録を受けた地方公共団体名		登録年月日	登録番号
	〇〇市 〇〇県		〇〇年〇月〇日 〇〇年〇月〇日	第〇〇〇〇号 第〇〇〇号

フリガナを記載してください。

法人の場合、監査役を除く役員全員について記
載してください。

(2枚目)

5 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	氏名 〔法人にあつては、商号又は名称及び代表者の氏名〕			
	住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕		〒 (—)	電話 (— —)
6 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職名	氏名	職名	氏名
7 管内において営業を行う営業所が2以上ある場合の営業所の名称及び所在地並びに業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称	営業所2	営業所の名称	営業所の所在地(郵便番号)	電話番号
		博多サイン	〒814-0000	092-
		株式会社 ○○支店	福岡市早良区西新1丁目○○番○○号	○○○-○○○○
		所属営業所名	業務主任者の氏名	摘要
	博多サイン	ニシジン ゴロウ	〇〇県屋外広告	
	株式会社 ○○支店	西新五	物講習会修了者	
	営業所3	営業所の名称	営業所フリガナを記載してください。	電話番号
所属営業所名		業務主任者の氏名	摘要	

- 備考
- 1 ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
 - 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
 - 3 摘要欄には、屋外広告士、福岡市講習会修了者その他の業務主任者の要件を満たす資格を記入すること。
 - 4 次の書面を添付すること。
 - (1) 登録申請者(登録申請者が法人にあつてはその役員、登録申請者が未成年者にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては当該法人及びその役員)を含む。)が登録拒否の要件に該当しない旨の誓約書
 - (2) 業務主任者がその資格に適合することを証する書面
 - (3) 業務主任者が在籍していることを証する書面(健康保険被保険者証の写し等)
 - (4) 登録申請者(登録申請者が法人にあつてはその役員をいい、登録申請者が未成年者にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合においてはその役員)を含む。)の略歴書
 - (5) 法人(未成年者の法定代理人である法人を含む。)にあつては登記事項証明書、個人(未成年者の法定代理人である個人を含む。)にあつては住民票の写し(いずれも3か月以内に発行されたもの)
 - 5 この申請書の各欄に記入できないものは、別紙に記入のうえ添付すること。
 - 6 申請書の記載が1枚目で完了する場合は、2枚目は提出する必要がないこと。
 - 7 管内において営業を行う営業所が2以上ある場合は、2枚目を利用することができる。